

生鮮食品品質表示基準Q&A新旧対照表

改正後	現 行																																											
<p style="text-align: center;">生鮮食品品質表示基準Q&A 目次</p> <p>1～30 【略】</p> <p>31 「水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港が属する都道府県名の記載に代えることができる」とは具体的にどのような場合ですか。</p> <p>32～42 【略】</p> <p>(問1)～(問11) 【略】</p> <p>(問12) 生鮮食品の表示に関する質問、相談はどのような機関に対して行えばよいのですか。 (答) 生鮮食品の表示を含め、JAS法に基づく品質表示基準に関する質問・相談は、消費者庁食品表示課、農林水産省表示・規格課、各地方農政局消費・安全部表示・規格課及び最寄りの独立行政法人農林水産消費安全技術センターなどにおいて受け付けています。問合せ先は、以下のとおりです。</p> <p>○消費者庁食品表示課 TEL 03-3507-9225 (ホームページ) http://www.caa.go.jp/foods/index.html</p> <p>○農林水産省消費・安全局表示・規格課 TEL 03-3502-8111 (内線：4486、4622、4487) (ホームページ) http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html</p> <p>○各地方農政局消費・安全部表示・規格課(全国7ヶ所)、北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課及び沖縄総合事務局農政部消費・安全課</p> <table border="0"> <tr> <td>北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課(札幌市)</td> <td>TEL 011-642-5490</td> </tr> <tr> <td>東北農政局消費・安全部表示・規格課(仙台市)</td> <td>TEL 022-263-1111(代)</td> </tr> <tr> <td>関東農政局消費・安全部表示・規格課(さいたま市)</td> <td>TEL 048-600-0600(代)</td> </tr> <tr> <td>北陸農政局消費・安全部表示・規格課(金沢市)</td> <td>TEL 076-263-2161(代)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局消費・安全部表示・規格課(名古屋市)</td> <td>TEL 052-201-7271(代)</td> </tr> <tr> <td>近畿農政局消費・安全部表示・規格課(京都市)</td> <td>TEL 075-451-9161(代)</td> </tr> </table>	北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課(札幌市)	TEL 011-642-5490	東北農政局消費・安全部表示・規格課(仙台市)	TEL 022-263-1111(代)	関東農政局消費・安全部表示・規格課(さいたま市)	TEL 048-600-0600(代)	北陸農政局消費・安全部表示・規格課(金沢市)	TEL 076-263-2161(代)	東海農政局消費・安全部表示・規格課(名古屋市)	TEL 052-201-7271(代)	近畿農政局消費・安全部表示・規格課(京都市)	TEL 075-451-9161(代)	<p style="text-align: center;">生鮮食品品質表示基準Q&A 目次</p> <p>1～30 【略】</p> <p>31 「水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港が属する都道府県名の記載に代えることができる」とは具体的にどのような場合ですか。<u>例えば北太平洋で捕ったものを焼津港に水揚げした場合、「静岡県」と記載できますか。</u></p> <p>32～42 【略】</p> <p>(問1)～(問11) 【略】</p> <p>(問12) 生鮮食品の表示に関する質問、相談はどのような機関に対して行えばよいのですか。 (答) 生鮮食品を含め、JAS法に基づく品質表示基準に関する質問・相談は、消費者庁、<u>最寄りの独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び地方農政局消費・安全部表示・規格課</u>などにおいて受け付けています。問合せ先は、以下のとおりです。</p> <p>〈消費者庁〉 消費者情報ダイヤル TEL 03-3507-9999</p> <p>〈独立行政法人 農林水産消費安全技術センター〉</p> <table border="0"> <tr> <td>札幌センター 小樽事務所</td> <td>(小樽市)</td> <td>TEL 0134-33-5969</td> </tr> <tr> <td>仙台センター</td> <td>(仙台市)</td> <td>TEL 022-293-3931</td> </tr> <tr> <td>本部</td> <td>(さいたま市)</td> <td>TEL 048-600-2366</td> </tr> <tr> <td>本部 横浜事務所</td> <td>(横浜市)</td> <td>TEL 045-201-7433</td> </tr> <tr> <td>名古屋センター</td> <td>(名古屋市)</td> <td>TEL 052-232-2029</td> </tr> <tr> <td>神戸センター</td> <td>(神戸市)</td> <td>TEL 078-304-7423</td> </tr> <tr> <td>福岡センター 門司事務所</td> <td>(北九州市)</td> <td>TEL 093-321-2663</td> </tr> </table> <p>〈各地方農政局・沖縄総合事務局〉</p> <table border="0"> <tr> <td>北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課(札幌市)</td> <td>TEL 011-642-5490(代)</td> </tr> <tr> <td>東北農政局消費・安全部表示・規格課(仙台市)</td> <td>TEL 022-263-1111(代)</td> </tr> <tr> <td>関東農政局消費・安全部表示・規格課(さいたま市)</td> <td>TEL 048-600-0600(代)</td> </tr> <tr> <td>北陸農政局消費・安全部表示・規格課(金沢市)</td> <td>TEL 076-263-2161(代)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局消費・安全部表示・規格課(名古屋市)</td> <td>TEL 052-201-7271(代)</td> </tr> </table>	札幌センター 小樽事務所	(小樽市)	TEL 0134-33-5969	仙台センター	(仙台市)	TEL 022-293-3931	本部	(さいたま市)	TEL 048-600-2366	本部 横浜事務所	(横浜市)	TEL 045-201-7433	名古屋センター	(名古屋市)	TEL 052-232-2029	神戸センター	(神戸市)	TEL 078-304-7423	福岡センター 門司事務所	(北九州市)	TEL 093-321-2663	北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課(札幌市)	TEL 011-642-5490(代)	東北農政局消費・安全部表示・規格課(仙台市)	TEL 022-263-1111(代)	関東農政局消費・安全部表示・規格課(さいたま市)	TEL 048-600-0600(代)	北陸農政局消費・安全部表示・規格課(金沢市)	TEL 076-263-2161(代)	東海農政局消費・安全部表示・規格課(名古屋市)	TEL 052-201-7271(代)
北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課(札幌市)	TEL 011-642-5490																																											
東北農政局消費・安全部表示・規格課(仙台市)	TEL 022-263-1111(代)																																											
関東農政局消費・安全部表示・規格課(さいたま市)	TEL 048-600-0600(代)																																											
北陸農政局消費・安全部表示・規格課(金沢市)	TEL 076-263-2161(代)																																											
東海農政局消費・安全部表示・規格課(名古屋市)	TEL 052-201-7271(代)																																											
近畿農政局消費・安全部表示・規格課(京都市)	TEL 075-451-9161(代)																																											
札幌センター 小樽事務所	(小樽市)	TEL 0134-33-5969																																										
仙台センター	(仙台市)	TEL 022-293-3931																																										
本部	(さいたま市)	TEL 048-600-2366																																										
本部 横浜事務所	(横浜市)	TEL 045-201-7433																																										
名古屋センター	(名古屋市)	TEL 052-232-2029																																										
神戸センター	(神戸市)	TEL 078-304-7423																																										
福岡センター 門司事務所	(北九州市)	TEL 093-321-2663																																										
北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課(札幌市)	TEL 011-642-5490(代)																																											
東北農政局消費・安全部表示・規格課(仙台市)	TEL 022-263-1111(代)																																											
関東農政局消費・安全部表示・規格課(さいたま市)	TEL 048-600-0600(代)																																											
北陸農政局消費・安全部表示・規格課(金沢市)	TEL 076-263-2161(代)																																											
東海農政局消費・安全部表示・規格課(名古屋市)	TEL 052-201-7271(代)																																											

中国四国農政局消費・安全部表示・規格課（岡山市） TEL 086-224-4511（代）
九州農政局消費・安全部表示・規格課（熊本市） TEL 096-211-9111（代）
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課（那覇市） TEL 098-866-1672

近畿農政局消費・安全部表示・規格課（京都市） TEL 075-451-9161（代）
中国四国農政局消費・安全部表示・規格課（岡山市） TEL 086-224-4511（代）
九州農政局消費・安全部表示・規格課（熊本市） TEL 096-353-3561（代）
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課（那覇市） TEL 098-866-1672

○独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（全国7ヶ所）

札幌センター（札幌市） TEL 050-3481-6011
仙台センター（仙台市） TEL 050-3481-6012
本部（さいたま市） TEL 050-3481-6013
本部横浜事務所（横浜市） TEL 050-3481-6014
名古屋センター（名古屋市） TEL 050-3481-6015
神戸センター（神戸市） TEL 050-3481-6016
福岡センター門司事務所（北九州市） TEL 050-3481-6017

（ホームページ）

<http://www.famic.go.jp>

（問13）～（問14）

【略】

（問15）原産地について「一般に知られている地名」とは具体的にどのようなものですか。

（答）

「一般に知られている地名」とは、具体的には

- ① 郡名（例 秩父郡）
- ② 島名（例 屋久島）
- ③ 一般に知られている旧国名（例 丹波、土佐等）
- ④ 一般に知られている旧国名の別称（例 信州、甲州等）
- ⑤ その他一般に知られている地名（例 房総（地域名））

等が考えられます。

（問16）～（問26）

【略】

（問27）魚介類の名称について、どのように表示すればよいですか。

（答）

1 【略】

2 ガイドラインの位置付けとして、「生鮮魚介類の小売販売を行う事業者等に対し、JAS法に基づき魚介類の名称を表示し、又は情報として伝達する際に参考となる考え方や事例を示すもの」とされています。このため、本ガイドラインの中で表示すべきではないとされている魚種名を表示することは不適切です。

〈農林水産省〉

消費・安全局表示・規格課 TEL 03-3502-8111（内線：4486, 4487）

（問13）～（問14）

【略】

（問15）原産地について「一般に知られている地名」とは具体的にどのようなものですか。

（答）

「一般に知られている地名」とは、具体的には

- ① 郡名
- ② 一般に知られている旧国名（例 丹波、土佐等）
- ③ 一般に知られている旧国名の別称（例 信州、甲州等）
- ④ その他一般に知られている地名（例 房総、屋久島等）

等が考えられます。

（問16）～（問26）

【略】

（問27）魚介類の名称について、どのように表示すればよいですか。

（答）

1 【略】

2 ガイドラインの位置付けとして、「生鮮魚介類の小売販売を行う事業者等に対し、JAS法に基づき魚介類の名称を表示し、又は情報として伝達する際に参考となる考え方や事例を示すもの」とされています。このため、本ガイドラインの中で表示すべきではないとされている魚種名を表示することは不適切です。

詳細は、ガイドラインを参照願います。

ガイドラインのURL：<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/meisyou.html>

(問28)

【略】

(問29) 水域名の記載の仕方につき何か決まりがあるのですか。例えば、太平洋、日本海といった表示でもよいのですか。

(答)

水域名については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」(平成15年6月：水産物表示検討会(水産庁))や、「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について」(平成23年10月5日付け水産庁加工流通課長名文書)にならって表示することが基本となります。

詳細は、以下のURLを参照願います。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/index.html>

なお、単なる近海、遠洋等の表示は具体的な水域を示すものではないことから水域名としては不適切です。

(問30) 都道府県独自の商標等のシールを貼っている場合及びホタテ貝柱製品に原産地を記載した安全証紙を貼付している場合、原産地表示と見なすことができますか。

(答)

【略】

(問31) 「水域名の記載が困難な場合にあつては、水揚げした港が属する都道府県名の記載に代えることができる」とは具体的にどのような場合ですか。

(答)

水揚げした港又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる場合は、水域をまたがって漁をする場合等水域名の記載が困難な場合です。

なお、水域名の記載は、魚種により広範囲に回遊するもの、沿岸にいるもの等があつて一律に規定できないことから、魚種ごとにこのような特性を踏まえ、問29に沿って、一般消費者の選択に資する水域名を記載すべきものと考えています。

(問32) 水産物で輸入品の原産国はどのような基準で判断するのですか。

(答)

1 世界税関機構(WCO)の協定に基づき、関税法施行令及び同法施行規則では、「一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品」については当該漁ろう活動が行われた国(領海が属する国)、「一の国又は地域」の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物については、当該船舶が属する国が原産国であるとされています。また、「輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる

詳細は、ガイドラインを参照願います。

ガイドラインのURL：<http://www.jfa.maff.go.jp/hyouji/073002.pdf>

(問28)

【略】

(問29) 水域名の記載の仕方につき何か決まりがあるのですか。例えば、太平洋、日本海といった表示でもよいのですか。

(答)

水域名については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン」(平成15年6月：水産物表示検討会(水産庁))にならって表示することが基本となります。

詳細は、ガイドラインを参照願います。

ガイドラインのURL：<http://www.jfa.maff.go.jp/hyouji/15.06.27.1.html>

なお、近海、遠洋等の表示は水域名としては不適切です。

(問30) 都道府県独自の商標等のシールを貼っている場合及びホタテ貝柱製品に原産地を記載した安全証紙を貼付している場合、原産地表示と見なすことができますか。

(答)

【略】

(問31) 「水域名の記載が困難な場合にあつては、水揚げした港が属する都道府県名の記載に代えることができる」とは具体的にどのような場合ですか。例えば北太平洋で捕ったものを焼津港に水揚げした場合、「静岡県」と記載できますか。

(答)

水揚げした港又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる場合は、水域をまたがって漁をする場合等水域名の記載が困難な場合です。従って、北太平洋で漁獲されたことが確認されていれば、「北太平洋」と表示することになります。

水域名の記載は、魚種により広範囲に回遊するもの、沿岸にいるもの等があつて一律に規定できないことから、魚種ごとにこのような特性を踏まえて一般消費者の選択に資する水域名を記載すべきものと考えています。

(問32) 水産物で輸入品の原産国はどのような基準で判断するのですか。

(答)

1 世界税関機構(WCO)の協定に基づき、関税法基本通達では、「原産地(ORIGIN)とは、ものの起源、由来、素性を示す地名のことをいう」とされており、

水産物の場合、「一の国において漁ろうにより得られた物品」については当該漁ろう活動が行われた国(領海が属する国)、「一の国の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物」については、当該船舶が属する国が原産国である

切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、「単なる混合」等は加工処理されたものに含まないものとしています。

2～3 【略】

(問33)～(問42)

【略】

とされています。また「選別、仕分け及び包装したもの」、「単なる混合及び切断」、「輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水づけその他これらに類する行為」等は加工処理されたものに含まないものとしています。

2～3 【略】

(問33)～(問42)

【略】